

基本目標1 こどもの主体性を育み、健やかで幸せな育ちを支援します

No	＜基本施策＞		＜取組項目＞	＜主な事業等＞	令和7年度事業実施状況	今後の取組	担当課
1	①質の高い保育・教育の推進	①ー1 就学前教育・保育及び学校教育の質の向上	○認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、こどもたちが集団生活を行い、異年齢間で遊んだりする中で道徳性や社会性を育む取り組みを推進します。	・外国語に親しむ事業	・外国語活動支援員による英語のゲームや歌など遊びを通して英会話を体験した。 ・認定こども園5か所の4・5歳児に、各施設年間6回の活動を実施した。	(継続)	保育教育課
2			○さまざまな研修や交流を通じて、保育教諭や教員の資質や専門性を高めるための取り組みを行い、効果的な人材育成に取り組み、教育・保育の質の向上を図ります。 ○初等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の充実強化、中学校における英語教育の高度化等、小・中学校を通じた英語教育の充実を図ります。	・英語教育推進事業 ・実用英語技能検定料補助事業 ・家庭学習・学習規律の充実推進事業 ・学習意欲向上事業 ・ICT教育推進事業	・教育課程特例校の指定継続により、市統一の教育課程を基にしながらも、各小学校の特色がよく表れた教育実践が行われた。中学校総合的な学習の時間の乗り入れ授業では、教科英語の枠を超えて、コミュニケーション特化型の実践を充実させた。 ・実用英語技能検定料の無償化を行い、7～9年生(中学生)231人、6年生(小学生)56人、合計287人が受験した。 ・電子黒板及び書画カメラ15台を市内小中学校の特別教室に設置し、授業で活用を始め、ICT機器活用授業の増加や教材準備等の負担軽減につながった。 ・各小中学校に「授業支援ソフト」、「AIドリル」を導入し、朝学習や自主学習に「AIドリル」を、教科の授業だけでなく、学級活動や総合的な学習の時間においても、「授業支援ソフト」を利用し、学習効率の向上を図った。 ・学習内容を各種たより等で家庭に紹介したり、ノートを持ち帰ってコメントを書いてもらうなど、保護者への啓発・連携を実施した。	・教育課程特例校の指定継続 ・実用英語技能検定料の無償化継続	教育総務課
3		①ー2 就学前施設、小学校、中学校の円滑な接続	○こどもの育ちをつないでいくという共通認識の醸成により、就学前の教育・保育の質的向上と学校教育との円滑な接続を図るため、認定こども園、小・中学校の連携の強化や教職員の交流活動の促進を図り、より充実した特色ある教育活動ができるよう支援します。	・こ小連携事業 ・小中連携教育推進事業	・小学校で1年生、5年生が5歳児と一緒に秋の自然物を使って遊んだり、学校探検をしたりプールで遊んだりした。また、認定こども園で園児と5年生と一緒に節分の豆まきをするなど、保育に参加する機会を設けて交流を図った。 ・中学生が認定こども園で保育体験する機会を設け、交流を深めた。 ・小学校区単位で、こ小職員の合同研修や相互訪問を実施した。	(継続)	保育教育課 教育総務課
4	②豊かな学びの推進	②ー1 豊かな人間性、社会性を育む取り組み	○様々な文化芸術分野の専門家との交流や文化芸術鑑賞事業等の取り組みにより、豊かな情緒の発達を促し、文化芸術に対する意識を高めます。	・認定こども園芸術士派遣事業	・様々な芸術分野の専門家「芸術士」が、市内各認定こども園に出向き、その専門性を活かした活動(ダンス・工作・色彩表現など)を行った。 6園×2回(延べ12回)	(継続) ・こどもの表現をより引き出せるよう、定期的に実施する必要がある。	保育教育課
5			○次代を担う中学生を海外に派遣し、英語によるコミュニケーションを通して、国際感覚豊かなリーダー的人材を育成するとともに、交流経験を地域や学校に還元し国際理解教育の充実を図ります。	・文化芸術鑑賞事業 ・海外研修事業 ・子ども総合教育会議(子どもの夢実現事業)	・中学生海外研修事業 研修先・・・ケアンズ市(オーストラリア国) 研修期間・・・8月16日から9日間 参加者・・・市内中学生18名、引率4名 事業金額・・・9,613千円	(継続)	教育総務課
6			○こどもから出された夢をもとに、それを実現させることを目的に立場の異なる人たちとの意見を交わす、子ども総合教育会議を開催し、問題解決に対して主体的に関わろうとする意欲や態度を育成します。	・子ども会育成事業	・7月に予定していたジオサイトクルーズは悪天候により開催中止となった。 ・12月に親子で楽しむお魚料理教室を実施し、旬の魚を親子21名で調理し試食した。	・引き続き、取り組みを継続する。	生涯学習課

基本目標1 こどもの主体性を育み、健やかで幸せな育ちを支援します

No	＜基本施策＞	＜取組項目＞	＜主な事業等＞	令和7年度事業実施状況	今後の取組	担当課
7	③多様な遊びや体験学習の充実	③ー1遊びや体験学習の充実	○こどもたちが、講師や学校・学年の違うこどもたちと交流しながら、さまざまな体験を通して、自主性や社会性を育む機会を提供します。	・地域組織活動事業	(継続) ・引き続き、取組を継続する必要がある。 ・引き続き、開所を週3日(土、日、月)＋月1回の移動ひろばとし、利用を促進するため、SNSによる情報発信や保護者の要望・需用等の情報収集に努める。	保育教育課
			○様々な体験活動や地域住民及び異年齢との交流を図るわくわくチャレンジ教室や、豊かな創造力を養うことを目的とした少年少女発明クラブの開催、地域ボランティアや大学・高校等と連携を図り、幅広い体験型の活動を中心とした土曜日授業の運営など、年齢や発達の程度に応じて、多様な遊びや体験ができる機会や場の充実を図ります。	・東かがわこどもひろば		
8				・わくわくチャレンジ教室 ・少年少女発明クラブ開催事業	・わくわくチャレンジ教室 8教室開講 講師:30人 児童生徒122人 ・少年少女発明クラブ 19回 指導員6人、クラブ員20名	
9				・土曜日授業運営事業	各小学校の全学年を対象として、当初の計画どおり年間6回ずつ実施した。 令和6年度に引き続き、大学や高校等との連携による学習支援、地域ボランティアによる体験活動や創作活動、各種団体による学習会など、外部人材による体験型の活動を中心に授業を実施し、幅広い内容の活動を体験、学習することができた。	教育総務課

基本目標1 こどもの主体性を育み、健やかで幸せな育ちを支援します

No	＜基本施策＞		＜取組項目＞	＜主な事業等＞	令和7年度事業実施状況	今後の取組	担当課
10	④豊かな心と健やかな体づくりの推進	④ー1食育推進及び生活習慣の確立	○乳幼児期は、「食習慣」を決める第一歩となる大切な時期であることから、給食センターと連携した健やかな心身の育成に必要な栄養バランスの取れた食事の摂取方法や、食に関する正しい知識と理解を深める指導を行います。 ○小児生活習慣病予防健診をととして、児童生徒の食生活や運動習慣の改善などの指導、保健師等による健康相談等の実施により発育・発達段階に応じた食育を推進し、生活習慣の大切さを意識づけるよう啓発活動を行います。 ○妊娠期から乳幼児期における健康の保持増進のため、正しい食習慣及び生活習慣が身につくよう、健診や相談、健康教室の開催等の機会において知識の普及啓発に努めます。	・食育推進・啓発事業	・各園にて、給食参観や家庭教育学級等の機会を利用して保護者への啓発を実施。 ・食育だよりの配布(毎月1回、増刊号は学期に1回) ・食生活アンケートの実施(各園共通年1回) ・給食を通して、指導の内容を整理した「東かがわ市フードアクションプラン」に基づき、各学年毎に管理目標を設定し、年間指導計画を作成することにより、学級活動・教科の指導を年間57回、給食時間の指導を年間延べ368回実施した。	(継続)	保育教育課 教育総務課
11				・食育連絡会の開催	・食育連絡会開催 1回(令和8年3月16日)	(継続) ・わかりやすい媒体の工夫や個人差を重視した個別指導の体制整備を図る。	こども家庭課
12				・「早寝早起き朝ごはん」推進運動	・読み聞かせ関連の子育て講演会を実施し、子育て世帯にこれからの子どもとの関わり方のヒントとなる話題を提供し、あわせて「早寝早起き朝ごはん」事業の啓発グッズを配布した。	・効果的な啓発グッズを検討していく。	生涯学習課
13				・地産地消推進事業	・食育推進事業 児童・生徒に栄養バランスの取れた食事の摂取方法や食に関する正しい知識と理解を深めるため、昨年度から引き続き5色の「給食戦隊てぶくろまん」を利用し、市HPの給食レシピコーナーや献立表、授業等で活用することにより、児童・生徒に興味をひく啓蒙啓発を図った。 ・地産地消推進事業 毎月の「ふるさと給食」の日は、東かがわ市産を中心とした新鮮な旬の地場産食材を使用し、郷土料理や行事食にも積極的に取り入れた。東かがわ市産の地場産物は、年間174回の給食に提供した。令和6年度の地産地消率は47.0%となった。	・引き続き、取組を継続する必要がある。	教育総務課
14				・小児生活習慣病予防健診事業	・小児生活習慣病予防健診の実施及び事後指導	(継続)	教育総務課 こども家庭課
15				・子どもの健康づくりにおける地域・学校保健連携事業	・学校と連携し必要な健康づくり事業の支援、協同実施	(継続)	長寿保健課 こども家庭課

基本目標1 こどもの主体性を育み、健やかで幸せな育ちを支援します

No	＜基本施策＞		＜取組項目＞	＜主な事業等＞	令和7年度事業実施状況	今後の取組	担当課
17		④－2 体力向上に向けた取り組み	○こどもがスポーツを通して楽しみながら健康の増進、体力の向上、豊かな心の育成を図るために、さまざまなスポーツに親しめる機会と活動の場づくりに取り組みます。 ○学校を含めた地域全体でこどもの望ましい成長を保障するため、継続した運営を旨とし、地域クラブ活動推進事業等の取り組み等を推進します。	・スポーツ少年団本部事業 ・ジュニアスポーツ育成事業 ・スポーツ施設の整備充実事業	・単位スポーツ少年団に活動補助金を交付した。 ・ジュニア育成プログラムを2回実施し、中学生のバレーボールの実技指導のほか、指導者対象の研修会を実施した。 ・子どもがスポーツに興味をもち始めるきっかけになるよう、スポーツ少年団体験会やプロスポーツ観戦ツアーを実施した。	・引き続き、取り組みを継続する。	生涯学習課
18				・地域クラブ活動推進事業	・香川県地域部活動推進事業の委託を受けて実践研究を実施し、令和7年度で7種目(軟式野球、男子バレーボール、剣道、サッカー、女子バレーボール、女子バスケットボール、吹奏、男子バスケットボール)の休日地域展開が完了した。 ・移行の準備が整った部活動から、令和10年度末完了を目標に順次地域クラブ活動への移行を進める。	(継続)	教育総務課
19		④－3 思春期保健に関する教育や知識の普及	○思春期の健康の保持増進に向け、学校と連携し生活習慣病予防等についての普及啓発を実施します。 ○児童生徒の発達段階に応じて、性教育に関する正しい知識を身に付けるため、保健、道徳、特別活動、生徒指導などの教育活動全般を通じた性教育を進めます。	・健康・性の教育に関する学校保健の推進	・小学生221名、中学生195名、合計416名に小児生活習慣病予防健診を実施した。 受診者のうち小児メタボリックシンドローム該当者は37名で、全体の8.8%であり、前年度比プラス0.9%であった。 小児メタボリックシンドローム該当者を含む有所見者に対する事後指導としては、医師による診察、養護教諭や栄養教諭による生活改善等の個別指導を実施した。	(継続)	教育総務課
20	⑤困難を抱えるこども・若者への支援	⑤－1 ヤングケアラーへの支援	○問題が表面化しにくいヤングケアラーについて、本人やその家族を適切な支援につなげるため、理解促進のための啓発や相談体制の確保及び周知に努めるとともに、関係機関が連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。	・相談体制の確保及び周知 ・理解促進のための啓発の実施 ・要保護児童対策地域協議会	・ヤングケアラーに関する普及啓発及び相談窓口の周知を図るため、市ホームページへの掲載や民生委員や地域イベントにおいてチラシを配布した。 ・要保護児童対策地域協議会 代表者会議(1回)、実務者会議(4回)、ケース検討会議(5回)	(継続) ・今後も継続して関係機関と連携し、情報共有しながら支援体制を確保していく。	こども家庭課
21		⑤－2 不登校の子どもの支援	○不登校の原因はさまざまであり、教育支援センター(ふれんど教室)において、不登校等の問題を抱える児童生徒の実情を把握した上で、学校や関係機関、家庭と連携を図りながら学校復帰に向けた適切な指導支援体制の充実を図ります。	・教育相談事業 ・教育支援センター(ふれんど教室)運営事業	・教育支援センター「ふれんど教室」に専門支援員・支援員を配置し、支援活動を実施した。令和7年度のふれんど教室通級生は、中学生4名、小学生4名の計8名。学校復帰に向けた支援を基盤として、子どもの特性や個性と現在置かれている状況を考慮しながら支援を行った。	(継続)	教育総務課
22		⑤－3 児童・制との困りごとに対する相談体制の確保	○社会環境の変化に伴う児童生徒、保護者の悩み、不安などを解消するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職の効果的な活用を図り、学校だけではなく関係機関との協力・連携に努め、困りごとに対する相談体制の充実を図ります。	・教育相談事業【再掲】 ・スクールカウンセラー配置事業 ・スクールソーシャルワーカー配置事業	・学校を拠点に、県から派遣されたスクールカウンセラーを活用し、関係諸機関との連携を図った。各校の生徒数に合わせて、各小・中学校の児童生徒、保護者、教職員に対して、生徒指導上の助言等、相談活動を実施した。 ・市内教育相談担当、SC、SSW等で構成する「東かがわ市教育相談研修会」を年間2回開催し、市や各校の現状を情報交換したり、事例研修を行った。	(継続)	教育総務課

基本目標1 こどもの主体性を育み、健やかで幸せな育ちを支援します

No	＜基本施策＞	＜取組項目＞	＜主な事業等＞	令和7年度事業実施状況	今後の取組	担当課
23		⑤ー4 自殺予防対策・いじめ防止対策	○SOSの出し方や受け止め方に関する自殺予防教育を推進するとともに、学校における相談支援体制の充実や、教育計画及び学校いじめ防止基本方針に基づく指導の実施等、こども・若者の自殺予防対策・いじめ防止対策を推進します。	・教育計画及び学校いじめ防止基本方針に基づく指導の実施 ・学校における相談支援体制 ・自殺予防教育の推進(啓発及びSOSの出し方等)	・市内小中学校において、県教委主催の非行防止教室における情報モラル教室を実施した。 ・市内小中学校において、県教委主催の「いのちのせんせい」派遣事業を利用し、いのちの大切さを学んだ。	(継続) 教育総務課
24			・自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発等	・市ホームページや市広報紙にて啓発。 ・こころの健康相談の実施 3回 ・女性の健康相談の実施 3回	(継続) ・引き続き、取組を継続する必要がある。	長寿保健課
25	⑥ 修学・就労の支援	⑥ー1 高等教育の修学支援	○若者が家庭環境に左右されず、学習機会が保障されるよう、経済的負担の軽減と修学機会を確保するため、奨学金の貸付を行います。 ○国の高等教育の修学支援新制度などの周知を図り、学習意欲のあるこども・若者の進学を促進します。	・奨学金貸付事業	・奨学金貸与事業 貸付実績 15名 新規奨学生 3名 決定(R7開始)	(継続) 教育総務課
26		⑥ー2 若者の就労、移住、定住の支援	○人口減少や少子高齢化の進展に対し、若者の就労、移住、定住の促進や地域活力の維持を図るため、若者住宅取得補助金制度や新婚等世帯への家賃助成、就労奨励金や奨学金償還支援等の就労初期における経済的負担の軽減等の支援を行います。	・ふるさと学生応援事業	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い令和6年度末をもって事業を終了した。	事業廃止 教育総務課
27				・未来創生就業定住促進事業	・申請者数 114名 ・交付額 8,579,248円 ①就労奨励 2,600,000円 ②奨学金償還支援 5,979,248円	(継続) 地域創生課
28				・若者定住促進事業 ・若者住宅取得補助事業 ・新婚等世帯家賃助成事業	・若者住宅取得補助事業 申請件数 31件 交付額 28,900千円 ・新婚等世帯家賃助成事業 申請件数 30件 交付額 2,580千円	・引き続き、取組を継続する必要がある。 都市整備課

基本目標2 すべての子育て家庭を切れ目なく支援します

No	＜基本施策＞		＜取組項目＞	＜主な事業等＞	令和7年度実施状況	今後の取組	担当課
1	⑦妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	⑦ー1 母子保健医療体制の確保	○妊娠への経済的支援や、妊娠届出時の面接相談、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や、妊産婦や乳幼児に対する定期的な健康診査及び健康相談、健康教室等、母子保健と医療の連携体制を確保し、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく、健やかな成長、発達を促すための、保健サービス及び子育て情報の提供、保健師等による専門的な相談支援を行います。	・このとり応援事業 ・初回産科受診料支援事業 ・妊娠届出及び母子健康手帳交付 ・ワクワク子育て応援事業(妊娠等包括相談支援事業) ・妊婦健康診査費用助成 ・妊産婦訪問 ・妊婦健診受診支援事業 ・マタニティ教室 ・妊婦歯科健康診査 ・助産及び母子保護の実施 ・産婦健康診査 ・新生児聴覚スクリーニング検査 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ・育児教室 ・2歳児歯科健康診査 ・乳幼児健康診査 ・5歳児健康診査 ・妊産婦・乳幼児健康相談 ・歯科相談 ・地区組織育成(母子愛育会) ・地域・学校保健連携事業	・このとり応援事業 11件 ・初回産科受診料支援事業 67件 ・妊娠届出数 81件 ・妊婦包括相談支援事業面接回数 162回 ・妊婦一般健康診査受診票配布 14枚/人 ・必要に応じ、随時実施 ・妊婦健診受診支援事業 73件 ・マタニティ教室 4回 ・妊婦歯科健康診査 31件 ・産婦健康診査 66件 ・新生児聴覚スクリーニング検査 65件 ・産婦・乳児全戸訪問 69件 ・すくすく教室 8回 ・2歳児歯科検診 51件 ・4か月児健診(11回)、11か月児健診(12回)、1歳6か月児健診(6回)、3歳児健診(6回) ・5歳児健診 9回 ・妊産婦・乳幼児健康相談 24回 ・妊産婦と親子の歯の相談 3回 ・母子愛育会地区組織活動 役員会 6回 40名、イベント4回 429名 ・子どもの健康づくりにおける地域・学校保健連携事業 9回	(継続) ・引き続き、妊娠・出産・育児の各ステージにおいてきめ細かな支援に努める。	こども家庭課
2				・定期予防接種 ・出産育児一時金(国民健康保険)	・定期予防接種 速やかな接種につながるよう母子保健とも連携しながら、個別通知により接種勧奨に努めた。未接種者については再度の接種勧奨を行った。 ・出産育児一時金(国民健康保険)9件に支給	(継続)	長寿保健課
3		⑦ー2 産前・産後の育児等の支援	○産前・産後の妊産婦の不安の軽減や孤立感の解消を図るため、産科医療機関等で産後ケア事業を実施し、出産後間もない母親の「からだ」と「こころ」のケアや乳児の育て方等に関する相談支援を行うことにより、母子の生活を支援します。 ○子育てに支援を必要とする家庭に、子育て世帯訪問支援事業や養育支援訪問事業等を実施し、育児負担の軽減や専門的な相談支援を行います。	・産後ママサポート券助成事業 ・産後ケア事業 ・産後ケア交通費助成事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業(子育てホームヘルプサービス事業)	・産後ママサポート券助成事業 10件 ・産後ケア事業 デイ61日 宿泊23日 ・産後ケア交通費助成事業 119回 ・養育支援訪問事業 1件 ・子育て世帯訪問支援事業(子育てホームヘルプサービス事業) 1件	(継続) ・引き続き、支援の必要な家庭への継続した支援を行う。	こども家庭課
4	⑧親子の育ちの支援	⑧ー1 親子の成長の支援	○こどもを生み育てることの意義や大切さを学び、親自身も学び育つことができるよう、親子の関係性や発達に応じた育児の知識やスキルを学ぶことを目的として、参加型のベビープログラム事業(親子関係形成支援事業)を実施します。	・ベビープログラム(親子関係形成支援事業) ・ブックススタート事業	・ベビープログラム 8回	(継続) ・子育ての悩みの相談や、関わり方を学べる機会を確保する必要がある。	こども家庭課

基本目標2 すべての子育て家庭を切れ目なく支援します

No	<基本施策>		<取組項目>	<主な事業等>	令和7年度実施状況	今後の取組	担当課
5			○親子のふれあいの場として、ボランティアによる絵本の読み聞かせ等のブックスタート事業や図書館のおはなし会など、豊かなつながりの中での家庭の子育て力、教育力の向上へ向けた取り組みを推進します。	・図書館運営事業 ・図書館おはなし会 ・図書館子育て支援コーナー	・郷土カルタや昔話の読み聞かせを行い、子どもたちが地域の歴史や郷土について学ぶ機会を提供した。 ・読み聞かせボランティアグループの協力により、市内のイベントで郷土の紙芝居を行った。 ・図書館で中学生の職場体験を受け入れ、仕事体験を通して読書の魅力を伝えた。	・郷土カルタや市内に伝わる昔話の読み聞かせを通して、子どもたちに郷土を知るきっかけづくりをする。	生涯学習課
6		⑧-2 家庭教育の推進	○家庭におけるこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育むための情報提供や、認定こども園・小学校等で家庭教育学級を開設し、選択制のプログラムとして、ワークショップやネット学習会、人権研修等を実施するなど、豊かな人間性を育む家庭教育が行われるよう支援します。	・家庭教育学級事業	・家庭教育学級について、認定こども園3学級、小学校3学級、ひまわりの会1学級、計7学級開設した。	・計画していた事業ができず戻入する学級もあるため、計画的に事業を実施できるよう柔軟な実施方法を検討する。	生涯学習課
7	⑨多様なニーズに応じた保育サービスの充実	⑨-1 多様な保育サービスの提供	○多様な保育ニーズに応えるため、通年での待機児童の解消や安定的かつ良質な保育の提供に努めるとともに、認定こども園と小学校との相互連携の強化や研修の実施、3歳から5歳までのすべてのこどもを対象とした幼児教育・保育の無償化の適正な運用に取り組みます。 ○保護者などの就労条件を問わず、一定期間まで保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」について、こども家庭庁において本格実施に向けた議論が開始されています。国での議論の動向を注視し、本市の教育・保育施設とも協議しながら導入に向けた検討を進めます。	・認定こども園 ・使用済み紙おむつ処分費補助事業	・市内認定こども園において、施設内での使用済み紙おむつを保護者持ち帰りせず、施設で処分した。私立認定こども園へは処分費用を補助した。補助金交付確定額 792千円(私立認定こども園 3園) ・令和8年度からこども誰でも通園制度を市内で始めるための体制整備を行った。	(継続) ・保護者の負担軽減のため、今後も継続して実施することが必要である。 ・令和8年度から市内1園で受け入れを開始する。	保育教育課
8		⑨-2 一時的な保育関連サービス	○安心して子育てと就業の両立ができるよう、引き続き、認定こども園における、延長保育、病児保育、一時預かり事業など、弾力的な保育サービスを提供し、多様な保育ニーズに対応します。 ○子育て家庭を地域で支援する体制として、ファミリー・サポート・センター事業について、広く周知を図り、利用者間のつながりを広げ、積極的な活用につなげていきます。 ○一時的に家庭での養育が困難な場合に、一定期間、短期入所や夜間養護等を行う、子育て短期支援事業を実施します。	・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・病児・病後児保育事業	・4か所の認定こども園で一時預かりを実施 ・全ての認定こども園で延長保育を実施 ・ファミリー・サポート・センター事業 会員数 162名、活動回数 114件 (こどもの送迎や預かりなど) ・病児・病後児保育事業 2か所	(継続) ・引き続き取組を継続する必要がある。	保育教育課
9				・子育て短期支援事業	・子育て短期支援事業 利用実績 0件	(継続) ・支援の必要な家庭への継続した関わりの中で、必要時利用を促していく。	こども家庭課

基本目標2 すべての子育て家庭を切れ目なく支援します

No	＜基本施策＞	＜取組項目＞	＜主な事業等＞	令和7年度実施状況	今後の取組	担当課	
10	⑩児童虐待防止対策の推進	⑩－１ こども家庭相談体制の確保	○こども家庭課内に設置しているこども家庭センターにおいて、こども家庭相談に必要な子ども家庭支援員を配置し、受容的対応と個別的対応に努め、組織的対応を行います。	・こども家庭相談 ・広報紙やホームページ、チラシの配布などで啓発を行い、相談窓口の周知をした。 ・相談件数 216件(延べ1,484件) ・子育てガイドブックを作成し、市内の子育て支援情報等を周知した。	(継続) ・関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。	こども家庭課	
11		⑩－２ 関係機関の連携による支援	○認定こども園や放課後児童クラブ、小学校、中学校を定期訪問し、児童虐待の早期発見や未然防止、家庭支援に向けて関係機関と効果的な連携を図る教育福祉等連携事業を実施し、こどもへのよりよい支援につなげます。 ○こども家庭課を調整機関とした要保護児童対策地域協議会において、必要なときに円滑に関係機関との連携を図れるよう体制を整え、支援・援助を実施します。	・教育福祉等連携事業 ・要保護児童対策地域協議会【再掲】 ・市内就学前施設及び小中学校、放課後児童クラブ(12か所)へ訪問した。延べ282回 ・要保護児童対策地域協議会 代表者会議(1回)、実務者会議(4回)、ケース検討会議(5回)	(継続) ・児童虐待の早期発見や支援に向けて関係機関との連携を図る。	こども家庭課	
12		⑩－３ 児童虐待防止に関する普及・啓発	○毎年11月の児童虐待防止推進月間に、児童虐待防止のための広報・啓発活動として、オレンジボン・パープルリボンキャンペーンを行い、市内小中学校へ訪問してのオレンジリボンの配布や児童虐待に関する講話、認定こども園等への見守りを実施します。 ○市内の地域のイベントでの啓発や、各施設や医療機関に児童虐待防止に関する周知啓発用のポスターの配布を行います。	・児童虐待防止普及啓発事業 ・児童虐待防止推進月間オレンジリボンキャンペーン実施(11月) 啓発活動(グッズ作成、ポスター、パネル展示)、図書館や交流プラザにおいて啓発ブースの設置 市内小中学校へ訪問し児童生徒への啓発、保護者へのチラシの配布 ・チラシ、オレンジリボンの配布 地域のイベントでのブースの設置及び啓発活動	(継続) ・児童虐待未然防止のための啓発活動を継続して行う。	こども家庭課	
13	⑪障がいのあるこどもの成長・発達に応じた支援・保育・教育の推進	⑪－１ 特性や状況に応じた支援	○乳幼児健康診査や5歳児健診等とおして、発達特性等による支援が必要な場合は、保健師等が保護者に寄り添った相談支援を行い、必要時、認定こども園等の関係機関と連携し、適切な相談機関に早期につなぎます。	・発達障がいの疑いのある子どもの早期発見の取組	・児童状況調査及び施設訪問により、実態把握に努め、関係機関と連携し、情報を共有しながら実施した。	(継続) ・引き続き早期発見に努める。	こども家庭課 保育教育課
14			○市内にある児童発達支援センターと連携し、障がいや発達に課題のある児童とその保護者に対して、児童の就園・就学等の節目において、切れ目なく一貫した支援を継続的に行えるよう、体制の充実を図ります。	・発達支援事業連絡調整会議の開催	・発達支援事業連絡調整会議 R7.5.13開催	(継続)	こども家庭課
15			○認定こども園や小学校、中学校において、こどもの発達段階に応じた支援が行えるよう体制を確保します。 ○学校に就学している障がいのあるこどもに対し、授業の終了後または休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進の支援等を継続的に提供することにより、こどもの自立を促進するとともに、こどもの居場所をつくるため、継続して放課後等デイサービス事業等を行います。	・障がい児加配職員配置事業 ・障がい児保育事業補助事業	・児童状況調査及び施設訪問により、実態把握に努め、幼保障がい児加配判定委員会の指導、助言のもと、障がい児加配職員を配置し、支援体制の充実を図った。 ・私立認定こども園が、障がい児加配職員配置に要する費用について、補助金を交付した。 補助金交付額 10,800千円、加配職員数 6人(3園)	(継続) ・必要な支援や今後必要となる加配職員の配置人数を設定するため、継続して実態把握に努め、適切な支援体制の構築を図る。	保育教育課
16				・特別支援教育支援員配置事業 ・東かがわ市手をつなぐ育成会助成事業	・通常学級で特別に支援を要する児童生徒の調査をはじめ、学校訪問を適宜行い、各校の児童生徒の実態把握に努め、支援員を配置した。 ・東かがわ市手をつなぐ育成会助成事業 118千円	(継続)	教育総務課

基本目標2 すべての子育て家庭を切れ目なく支援します

No	<基本施策>		<取組項目>	<主な事業等>	令和7年度実施状況	今後の取組	担当課
17				・障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）（児童発達支援） ・障害者手帳 ・自立支援給付（介護給付、訓練等給付） ・地域生活支援事業	・児童発達支援事業 30人 - 放課後デイサービス 20人（R8.3.31現在の決定者数）	（継続） ・支援が必要となる児童は増加傾向にあり、今後も関係機関と連携し、情報共有しながらニーズにあったサービスの決定を行う。	福祉課
18		⑪－2 障がいに対する理解促進	○こどもの成長や発達に関する講演会を開催し、こどもの特性に応じた適切な支援の重要性について、地域の理解促進を図ります。	・加配職員研修会の開催	・研修の実施などによるスキルアップに努めるとともに、適正配置や専門機関との連携、県事業等の積極的な活用を行った。	（継続） ・必要な研修を実施する。	保育教育課
19			○加配職員や特別支援教育支援員等の関係者の資質向上や職務理解を深めるための研修会を行うなど、障がいに対する理解促進を図ります。	・特別支援教育支援員研修会の開催	・各中学校区単位で支援員の資質向上や職務理解を深めるため研修会を実施した。	（継続）	教育総務課
20			○障がいや発達に特性のあるこどもへのより良い支援のための特別支援教育について、すべての保護者の理解促進が図れるよう努めます。	・発達フォーラムの開催	・発達フォーラム R7.6.22開催 69名	（継続）	こども家庭課
21		⑪－3 経済的支援	○障がいのあるこどもや保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当、児童障害者福祉年金等各種手当の支給や就学費の給付、医療費の助成等を行い、経済的な負担の軽減を図ります。	・就学奨励費支給事業	・就学奨励費支給事業 認定者 56名	（継続）	教育総務課
22				・障害児就学費給付 ・児童障害者福祉年金 ・自立支援医療費給付事業（育成医療） ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・福祉バス運行事業 ・心身障害者等医療費助成事業	・障害児就学費給付 24人 ・児童障害者福祉年金 61人 ・自立支援医療費給付事業（育成医療） 1人 ・障害児福祉手当 9人 ・特別児童扶養手当 27人	（継続） ・障がいのあるこどもや保護者の経済的な負担の軽減につなげる。	福祉課

基本目標2 すべての子育て家庭を切れ目なく支援します

No	<基本施策>		<取組項目>	<主な事業等>	令和7年度実施状況	今後の取組	担当課
23	⑫こどもの貧困対策の推進	⑫－1 教育の支援	○将来の貧困化の防止や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。	・就学援助費支給事業 ・就学奨励費支給事業【再掲】 ・奨学金貸付事業【再掲】	・就学援助費支給事業 要保護認定者 3名 準要保護認定者 142名 ・就学奨励費支給事業 認定者 56名 ・奨学金貸与事業 貸付実績 15名 新規奨学生 3名決定(R7開始)	(継続)	教育総務課
24		⑫－2 生活の安定のための支援	○貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活保護受給世帯を含む困窮世帯やひとり親家庭に対して、生活の安定と児童の健全な育成を図るために、相談支援や家庭の自立を目的とした各種手当の支給等、経済的支援に取り組みます。	・生活保護 ・生活困窮者に対する相談事業	・令和7年度中に生活保護を受給した子育て世代5世帯(児童11名) ・生活困窮相談 15世帯(児童35名)	(継続) ・生活困窮者の早期自立につなげる。	福祉課
25	⑬子育て家庭への経済的な支援の充実	⑬－1 子育てや教育に関する経済的支援	○児童手当の支給や各種給付・助成・減免制度の普及啓発を始め、こどもの医療費の自己負担額の助成や、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料等の補助、高校生等の修学を支援する奨学金の貸付など、乳幼児期から高校生まで切れ目のない教育・保育の経済的負担の軽減に取り組みます。	・ワクワク子育て応援事業(妊婦のための支援給付事業) ・新生児定額給付金 ・養育医療給付事業 ・児童手当制度 ・子ども医療費助成事業	・出産応援金 86件、子育て応援金 65件 ・新生児1人につき10万円を給付 支給件数 66件 ・養育医療給付件数 1件 ・児童手当対象児童 2,379人(R8.3月末時点) ・子ども医療費受給者数 2,432人(R8.3月末時点)	(継続) ・適切な時期に支給するとともに、制度周知に努める。	こども家庭課
26				・保育料等減免事業	保育料・副食費の負担軽減の対象について、国基準の年齢制限を撤廃した。 ・第3子以降完全無償化、第2子完全半額化 ・ひとり親世帯等の保育料軽減措置の拡充(所得制限あり) ・第3子以降こどもの副食費完全免除	(継続)	保育教育課
27				・新中学校生徒自転車通学用ヘルメット供与	・ヘルメット購入事業 市内小学校6年生 150個	(継続)	教育総務課
28				・子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業	・生後6月から中学1年生の対象者1,735人のうち接種者数482人 ・中学2年生から高校3年生の学年相当の者の対象者901人 のうち接種者数294人	(継続)	長寿保健課
29				・モーダルミックス推進事業	三本松引田間を含むJR通学定期券を持っている方を対象に、大川バスの三本松引田間の乗車を無料とした(利用回数689回)。	(継続)	地域創生課

基本目標2 すべての子育て家庭を切れ目なく支援します

No	<基本施策>		<取組項目>	<主な事業等>	令和7年度実施状況	今後の取組	担当課
30	⑭ひとり親家庭への支援	⑭－1 相談事業及び自立、就労等支援	○ひとり親家庭の抱える特有の課題や複雑困難なケースにも対応できるよう、母子・父子自立支援員のスキルアップや関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭の日常生活上の悩みやこどもの養育などに関する相談に応じます。 ○自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練給付金の支給など親の資格取得の支援を行い、ひとり親家庭の経済的な自立による生活の安定を図ります。	・高等職業訓練促進給付事業 ・自立支援教育訓練給付事業 ・高等職業訓練促進資金貸付事業 ・ひとり親家庭等相談事業	・高等職業訓練促進給付金 2件 ・自立支援教育訓練給付金 1件 ・高等職業訓練促進資金貸付事業 0件 ・母子・父子自立支援員の相談件数 16件(延べ55 件)	(継続) ・相談ニーズを把握しながら、必要としている人への周知に努める。	こども家庭課
31		⑭－2 経済的支援	○ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や、保険診療にかかる医療費の自己負担額の助成、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料等の負担軽減、市営住宅への入居支援など、ひとり親家庭の自立の助長を促すとともに生活の安定を図っていきます。	・放課後児童クラブひとり親減免制度 ・ファミサポ利用料ひとり親助成制度	・放課後児童クラブ利用における延長利用料の減免 ・ファミサポ利用における利用料助成	(継続) ・引き続き、必要な家庭への支援を継続する。 ・ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭等の利用料助成の利用促進を図る。	保育教育課
32				・ひとり親家庭等医療費助成事業 ・児童扶養手当制度 ・養育費履行確保等補助金事業 ・JR通勤定期の特別割引	・ひとり親家庭等医療費受給者数 445人 ・児童扶養手当受給資格者数 133人(R8.3月末時点)	(継続)	こども家庭課
33				・市営住宅ひとり親控除制度	(市営住宅)ひとり親控除制度 ・適用件数 25件 令和3年7月1日の税制改正適用以降、入居者全員のうち対象者に適用している。(市営住宅)ひとり親控除制度	・毎年入居者から提出される収入申告書により、申出があればひとり親控除を適用。また同時に税情報でも確認を行い、控除漏れがないよう実施していく。	都市整備課

基本目標3 地域全体で子育て・子育てを支援します

No	< 基本施策 >		< 取組項目 >	< 主な事業等 >	令和7年度事業実施状況	今後の取組	担当課
1	⑮子ども・若者の権利に関する周知・啓発	⑮ー1 子ども・若者の権利に関する周知・啓発	○すべての子ども・若者に対して、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その誰もが等しく権利を保障されていること、自らが権利の主体であることを広く周知します。 ○こどもの教育、養育の場においては、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利の理解促進や人権教育を推進します。 ○子ども・若者自身が自らの権利を自覚し、意見を積極的に表明して、自分自身に関わる決定プロセスに参加できるように取り組むことで、子どもたちの声が社会に反映され、より良い未来を築くための基盤をつくります。	・子ども・若者への子どもの権利についての周知・啓発 ・人権・同和教育研修会事業	・こども計画策定にあたり、こどもの権利を掲載した概要版(やさしい版)を作成し、小学5年生から中学3年生までの児童生徒に配布し周知・啓発を行った。 ・就学前施設、小・中学校、市内高等学校から選任された人権・同和教育主任及び学力進路支援担当を中心に人権・同和教育研究会を実施した。こどもたちと直接関わる教育現場において必要となる取組みや研修等について研究し、教職員の人権意識が高まった。 (就学前施設職員:延べ3回実施、延べ参加人数31人、小・中学校等教職員:延べ3回実施、延べ参加人数37人) また、東かがわ市教育研究指定校を指定し、就学前施設と連携した小中一貫校の特性を活かし、異校種間での教育方法の情報交換、関係機関との連携強化を図った。 (3指定校(1園・2校))	(継続) ・引き続き啓発を行う必要がある。 (継続) ・こどもの人権教育の推進により人権感覚の醸成を図るための取組み等についての研究を推し進める必要がある。	こども家庭課 人権推進課
2		⑮ー2 子ども・若者のまわりの大人に対する情報提供や啓発	○子ども・若者のまわりの大人に対して、本計画や、その基となるこども基本法、こどもの権利条約の内容に関して周知・啓発するとともに、こどもの意見表明権の意義について、さまざまな媒体を活用した情報提供や啓発を推進します。 ○人権に関する講座や映画の上映、座談会や情報提供等を行う研修会の開催など、あらゆる機会をとらえて子ども・若者の人権に関する啓発を推進します。	・保護者対象の人権・同和研修事業 ・人権・同和教育研修会事業 ・しあわせづくり研修会事業	・保護者向けの研修会を市内4園で実施し216人の参加があり、運動と読み聞かせを通し親子でふれあう機会づくり、差別を許さない人間形成の場となった。 ・ハートフルコンサートを開催し、79人が参加。矢野デイビットさんがダブルとしての過去の葛藤やガーナでの支援活動を通じて教育と心のあり方の大切さをピアノの演奏や歌声で想いを伝えた。 ・講師による講話や人権に関するDVDの上映会を実施した。(31回実施、延べ731人参加)うち、市内企業1社、市内サロン3団体において人権啓発推進委員と訪問して研修会を開催した。 ・人権に関する学習の場を積極的に提供するため、市内企業を対象にWeb講演会の視聴や働く人の人権、同和問題をテーマに研修会を開催した。(延べ47社、延べ参加人数49人) ・人権課題・豆知識・人権作品を掲載した啓発冊子を公共施設やこどもたちに配布し、あらゆる人権課題を学ぶ機会にするとともに、授業での活用を行った。(3,100部)また、人権作品を選出し、人権作品発表会(交流プラザ)では、認定こども園の親子、小・中・高校生が経験や想いをこめた標語・作文・詩を発表した。 ・市内高校にて、講演会を開催し生徒・教員339人が参加。「夜間中学」を主題に学ぶことや人の尊厳から人権について考えた。	(継続) ・こどもや保護者向けの人権教育の機会の確保と並行し、企業をはじめ働く人々の人権意識の向上も重点課題である。今後は、社会情勢の変化に即した現状の分析を行い、対象者それぞれのニーズに応じた効果的な研修を実施していく必要がある。	人権推進課
3	⑯地域における子育て支援ネットワークの充実	⑯ー1 子育て支援の充実	○市内すべての認定こども園(6か所)に地域子育て支援センターを設置し、未就園児を子育て中の親子や出産を控えているマタニティママなどが気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。 ○今後も職員の資質向上を図り、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭へのサポートを充実していきます。 ○東かがわこどもひろばでは、子育て家庭が気兼ねなく利用できる居場所として、土・日曜日などに教育支援センター(ふれんど教室)の空き教室・遊戯室を開放するとともに、保育士が常駐し、遊びの提供、育児相談、子育てイベントなどを実施して、子育て家庭の身近な交流の場づくりを推進します。	・地域子育て支援拠点事業	・子育て支援センター 6か所 利用者数:2,774名(こども＋保護者延べ人数) 市内すべての認定こども園に子育て支援拠点を設置した。 ・東かがわこどもひろば事業【再掲】 子育て世帯が誰でも気兼ねなく利用できる居場所づくりを目的として、週3回(土、日、月)ふれんど教室(旧本町幼稚園舎)の空き教室・遊戯室を開放し、保育士等を配置したほか、月に1回地域の公民館などに出向き移動ひろばを開設した。 また、インスタグラムを開設し、子育て情報などを発信した。 開所日数: 147日(令和7年4月～令和8年3月) 利用者数:延べ 2,873名(保護者＋こども延べ人数)	(継続) ・引き続き、取組を継続する必要がある。 ・引き続き、開所を週3日(土、日、月)＋月1回の移動ひろばとし、利用を促進するため、SNSによる情報発信や保護者の要望・需用等の情報収集に努める。	保育教育課

基本目標3 地域全体で子育て・子育てを支援します

No	<基本施策>		<取組項目>	<主な事業等>	令和7年度事業実施状況	今後の取組	担当課
4		⑩ー2 子育てネットワーク会議の開催	○保育教育課やこども家庭センター等の関係行政機関の職員、東かがわこどもひろば、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、その他子育て支援団体等で構成される「子育てネットワーク会議」の活動において、関係者の交流、情報交換、情報発信、子育て支援団体の育成などを行い、地域の関係機関の連携強化を図ります。	・子育てネットワーク会議の開催	(1)ネットワーク会議の構成員 市内子育て支援センター、その他子育て支援関係団体及び関係行政機関の職員等。市子ども・子育て支援団体活動補助金の交付団体。 (2)活動内容 ・子育てネットワーク会議開催による情報交換(年4回) ・とらまる人形劇カーニバルにクラフト工作出展 ・子育て応援アプリ「母子モ」の紹介及び周知	(継続) ・引き続き、取組を継続する必要がある。	保育教育課
5	⑪子育てに関する相談体制及び情報発信の充実	⑪ー1 相談体制の充実	○子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の関係機関を円滑に利用できるように、子育て支援コーディネーターが地域子育て支援センターなどを定期的に巡回し、保護者に対する相談支援や情報提供、必要なサービスや関係機関の利用につなげます。 ○こども家庭センターに配置した保健師及び子ども家庭支援員等がすべての妊産婦や子育て家庭を対象に、相談や適切なサービスにつなぐ等、関係機関と連携し一体的な支援を行います。	利用者支援事業(基本型) 利用者支援事業(地域子育て相談機関)	・東かがわこどもひろばは、こどもとその保護者、妊娠している人の身近な居場所として、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施した。	(継続) ・取組を継続し、必要な人が利用できるよう周知に努める。	保育教育課
6			○東かがわこどもひろばに地域子育て相談機関を設置し、子育て支援コーディネーターが、相談や情報提供、助言等必要な支援を行い、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う利用者支援事業の周知・啓発を行います。	利用者支援事業(こども家庭センター型)	・こども家庭センターに配置された保健師及び子ども家庭支援員等が妊産婦や子育て家庭を対象に、相談や必要な支援につなぐ等、支援体制の強化を図った。	(継続) ・引き続き、周知に努めるとともに相談体制の強化を図る。	こども家庭課
7		⑪ー2 情報発信の充実	○各地域子育て支援センターのおたよりやイベント案内等の情報配信を行う子育て応援アプリ「母子モ」を運営しており、未就園児を子育て中の保護者への情報発信を行います。 ○東かがわこどもひろばでは、SNSを活用し、居住地やこどもの年齢などに応じた子育てイベント等の情報が確実に保護者に届き、効果的な情報発信となるよう取り組むとともに、利用者が分かりやすく使いやすいものとなるよう、必要に応じて情報発信方法の見直しを行います。	子育て応援アプリ「母子モ」の活用	・子育て応援アプリ「母子モ」 アプリ登録者数 457人(令和8年3月末現在) 前年比 65名の増 ・乳幼児健診時等に子育て応援アプリ「母子モ」の紹介及び周知(オンライン予約機能を含む。) ・東かがわこどもひろばのInstagramでは、イベントや子育て講習会などの開催のお知らせや親子でできる簡単なふれあい運動などの動画を掲載し、利用者に分かりやすく情報を発信した。 閲覧数58,509件(R7年12月4日～R8年2月3日)	(継続) ・引き続き、必要な情報を発信していく必要がある。	保育教育課

基本目標3 地域全体で子育て・子育てを支援します

No	<基本施策>		<取組項目>	<主な事業等>	令和7年度事業実施状況	今後の取組	担当課
8	⑱子どもの居場所づくりの推進	⑱ー1子どもの居場所づくり	○こどもの居場所(こども食堂、学習支援、自由な居場所)を運営する団体に対し、その経費の一部を補助することにより、地域のこどもたちに食事及び交流の場を提供する取り組みについて、継続した地域に根差した活動となるよう支援します。	・子ども・子育て支援団体活動費補助事業	・申請件数 0件	(継続) ・引き続き、制度の周知をしていく。	こども家庭課
9			○保護者の就労などで放課後に適切な保育が受けられないこどもが、安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブ(学童保育)を運営し、待機児童を生じさせない安定した受入れ体制を確保します。 ○こども・若者の居場所となっている学校や教育支援センター(ふれんど教室)、図書館などの社会教育施設等について、より良い居場所となるよう取り組みます。	・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・東かがわこどもひろば【再掲】	・放課後児童クラブ支援員等を対象に民間委託先独自の研修を年間15回程度実施した(例:けが・危機管理研修、個人情報保護・管理研修、要配慮児童研修など)。 ・東かがわこどもひろば事業 子育て世帯が誰でも気兼ねなく利用できる居場所づくりを目的として、週3回(土、日、月)ふれんど教室(旧本町幼稚園舎)の空き教室・遊戯室を開放し、保育士等を配置したほか、月に1回地域の公民館などに出向き移動ひろばを開設した。 また、Instagramを開設し、子育て情報などを発信した。 開所日数: 147日(令和7年4月～令和8年3月) 利用者数: 延べ 2,873名(保護者+こども延べ人数)	(継続) ・引き続き、取組を継続する必要がある。 ・引き続き、開所を週3日(土、日、月)+月1回の移動ひろばとし、利用を促進するため、SNSによる情報発信や保護者の要望・需用等の情報収集に努める。	保育教育課
10	⑲安心・安全に子育てができる生活環境の推進	⑲ー1犯罪、事故等からこどもを守る取り組み	○こどもSOS看板の設置や青パトによる巡回を行う少年育成センター事業、地域ボランティアによる登下校時の見守り活動等、地域におけるこどもの見守り活動の強化を図ります。	・交通事故からのこどもの見守り事業 ・防災教育推進事業	・交通安全指導員4名による登下校の見守りや交通指導のほか、こども園での交通安全人形劇公演・交通指導等を行った。 延べ実施回数868回 ・白鳥小学校の交通安全子ども自転車全国大会参加を通じて、交通安全意識の高揚を図った。	・引き続き、取り組みを継続する。	危機管理課
11			○認定こども園や小・中学校と連携した防災・防犯教育の推進を図ります。 ○犯罪被害からこども・若者を守るための啓発について、関係機関と連携した取り組みを推進します。 ○通学路交通安全プログラムに基づき、こどもたちが安全に通学できるように関係機関の連携による交通安全総点検を実施し、危険箇所の改善や整備を行います。	・防災ずきん供与事業 ・学校支援ボランティア事業 ・地域ぐるみの学校安全体制 ・学校支援ボランティア事業 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	・引田・白鳥小中学校で、それぞれ合同避難訓練を実施した。 ・大内小・大川中学校で、それぞれ避難訓練を実施した。 ・地域ボランティアによる見守り隊は、登下校時の見守り活動を継続して実施した。 ・子ども達の防犯教室等については、各学校の実態等に応じ、計画的に行われた。	・引き続き、取組を継続する必要がある。	教育総務課
12				・民生委員・主任児童委員等の見守り活動	・学校と連携して児童・生徒の通学路における登下校時の見守り活動を実施した。	(継続)	福祉課
13				・ネットゲーム依存対策事業 ・少年育成センター事業(子どもSOS事業、青パト巡回事業等)	・こどもSOS看板設置数 238件 ・青パトによる巡回指導 171回	・子どもSOS看板設置件数について、現状維持に努めるが年々減少傾向となっている。	生涯学習課
14				・通学路交通安全プログラムに基づく交通安全総点検	・各学校において通学路・通学手段の再点検を実施した。 ・子どもたちが安全に通学できるように、関係機関が連携して大内小学校区の交通安全総点検を実施し、危険箇所の改善を行った。	・引き続き、取り組みを継続する。	危機管理課 教育総務課 建設課
15				・東かがわ警察署管内学校・警察相互連絡制度連絡会事業	・さぬき・東かがわ地区生徒指導連絡協議会に参加し、さぬき・東かがわ管内の高等学校及び警察署と情報交換を行った。	・関係機関との積極的な情報交換により、一層の青少年の健全育成に努める。	生涯学習課

基本目標3 地域全体で子育て・子育てを支援します

No	＜基本施策＞	＜取組項目＞	＜主な事業等＞	令和7年度事業実施状況	今後の取組	担当課	
16		⑱－2 こどもや子育て家庭にやさしいまちづくり	○妊産婦に対して、周りの人が気づかいを示しやすくするためのマタニティマークの普及啓発に努めます。	・マタニティマークの普及	・妊娠届出時にマタニティマークのステッカー、キーホルダーを配布した。	(継続)	こども家庭課
17			○市内のJRの駅区間の通学定期券の所持者を対象とした路線バスが無料利用できる事業や、こどもや子育て家庭の遊び場として公園施設等の整備や充実を図ります。	・スクールバス運行事業	・通学が遠距離となる児童・生徒を対象に、通学支援対策としてスクールバスを運行 支援対象者 小学生178名 中学生10名	(継続)	教育総務課
18				・モーダルミックス推進事業【再掲】	三本松引田間を含むJR通学定期券を持っている方を対象に、大川バスの三本松引田間の乗車を無料とした(利用回数689回)。	(継続)	地域創生課
19				・公園施設等整備	・専門業者による遊具の定期点検 1回 ・遊具の日常点検 12回	引き続き、施設の巡視遊具の安全点検を行い結果によっては即時対応が必要である。	都市整備課
20				・ヘルプマークの普及	・福祉課及び市民課、大内窓口、引田窓口において無償配布をした。(22個)	(継続)	福祉課
22	㉑共働き・とも育てができる社会づくり	㉑－1 働きながら子育てをしやすい環境づくりの推進	○夫婦が互いに協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、支援する社会をつくるため、子育てしやすい就労環境づくりが事業所・企業サイドでも推進されるよう、子育て世代の労働時間の短縮や育児休業制度の普及、出産後の再就職のための支援対策、育児休業取得促進に向けた補助金交付などについて、事業所・企業に対する意識啓発を図ります。	・育児休業取得促進事業	・申請者数 1名 ・交付額 79,980円	・更なる周知・啓発手段等の取り組みが必要である。	地域創生課
23				・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【再掲】	・放課後などの保護者が保育できない場合に、学校内の専用施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を確保し、健全な育成を図った。	(継続) ・引き続き、取組を継続する必要がある。	保育教育課
24			㉑－2 ワーク・ライフ・バランスの推進	○ワーク・ライフ・バランスに関するパネル展の開催や企業に対する啓発チラシの配布等、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、県や企業と連携し、長時間労働の是正等の働き方の見直しや、育児休暇等取得しやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行います。	・パネル展の開催や企業への啓発	・合同企業説明会にて、関連ポスター掲示・チラシの配布をした。	・更なる周知・啓発手段等の取り組みが必要である。